**平成３１年度**

**開成町新庁舎議場什器・音響システム購入事業**

**公募型プロポーザル実施要領**

**平成３１年４月**

**開成町**

**１　業務目的**

別紙仕様書に記載の業務について、現在建築している新庁舎における議場等に什器及び音響等の設備からなる議場システムを導入することで、議会運営の効率性や確実性を確保するとともに、議会情報の公開の促進及び充実を図ることで開かれた議会を実現することを目的とします。

**２　プロポーザルの概要**

　（１）業務名

　　　　　平成３１年度　開成町新庁舎議場什器・音響システム購入事業

　（２）業務内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

　　1

　（３）対象施設

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 構造 | 建築面積  （㎡） | 延床面積  （㎡） | 敷地面積  （㎡） |
| 開成町  新庁舎 | 地上３階  鉄筋・一部鉄骨コンクリート造 | 2,135.95 | 3,866.65 | 7699.27 |

　（４）履行期間

　　　　　契約締結の日の翌日から令和２年３月２７日まで

　（５）契約限度額

　　　　　77,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

　（６）支払条件

　　　　　完成払い

**３　事務局**

　　開成町行政推進部財務課管財担当

　　〒258－8502

　　　神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地

　　電話（0465）84－0322

　　電子メールアドレス　　[tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp](mailto:tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp)

**４　参加資格**

　　本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている単体企業とします。

（１）　開成町の競争入札参加資格（物品『什器』又は物品『情報処理用機器材』）を有することについて町長の認定を受けている者であること。

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（３）　直近２年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社

更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けた後、（１）の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

（４）　６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、（１）の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

（５）　債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

（６）　次の（ア）から（エ）のいずれにも該当しない者であること。

（ア）開成町暴力団排除条例第２条第２号、第４号及び第５号の規定に該当する者。

（イ）開成町暴力団排除条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。

（ウ）神奈川県暴力団排除条例第23条に規定する利益供与等を行っている者。

（エ）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記（ア）に該当することを知りながら当該者と契約を締結しようとする者。

（７）　事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。

（８）　神奈川県内に本店、支店または営業所もしくは事務所を有する法人で、打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。

（９）　過去５年以内に、国又は地方公共団体を元請として同類業務を複数回受注し、履行した実績があること。

**５　参加手続きのスケジュール**

　　現段階において想定するスケジュールは次のとおりとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 項目 | 日程 |
| １ | 公募開始（町ホームページ掲載） | 平成３１年４月２６日（金） |
| ２ | 質問書の受付 | 平成３１年４月２６日（金）から  令和元年５月１０日（金）１７時まで |
| ３ | 質問書に対する回答 | 令和元年５月１４日（火） |
| ４ | 参加申込書の受付期限 | 令和元年５月１６日（木）１７時まで |
| ５ | 企画提案書の受付期限 | 令和元年５月２３日（木）１７時まで |
| ６ | 企画提案書の審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施） | 令和元年５月２８日（火） |
| ７ | 審査結果の通知 | 令和元年６月初旬 |
| ８ | 契約締結 | 令和元年６月中旬 |

　　※土・日曜及び祝日を除く。

　　※上記日程については、参加申込者数等の事情により変更される場合がある。

**６　参加手続き**

　　実施要領等の配布

|  |  |
| --- | --- |
| 配布期間 | 平成３１年４月２６日（金）から  令和元年５月２３日（木）まで |
| 配布資料 | １　公募型プロポーザル実施要領  ２　新庁舎３階平面図  ３　開成町新庁舎議場什器仕様書  ３－１　議場什器参考寸法表  ４　議場音響システム仕様書  ４－１　議場音響システム参考数量表  ５　様式集  ①　質問書（様式１）  ②　参加申込書（様式２）  ③　主要業務実績表（様式３）  ④　企画提案書（様式４）  ⑤　参考見積書（様式５）  ⑥　企画提案資料表紙（様式６） |
| 入手方法 | 開成町ホームページからダウンロードしてください。  <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp>  ※町役場窓口での配布は行いません。 |

　※本プロポーザルに関する事前説明は行わない。

**７　質問の受付及び回答**

　　プロポーザル実施に係る質疑は、全て質問書によることとします。質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式１）を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 平成３１年４月２６日（金）から  令和元年５月１０日（金）１７時まで |
| 提出方法 | 質問書（様式１）に必要事項を簡潔に記載し、あらかじめ発注担当課に電話連絡のうえ、電子メールで次のアドレスに送信してください。  専用アドレス　Ｅ－mail　[tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp](mailto:tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp) |
| 回答方法 | 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和元年５月１４日（火）に町ホームページにおいて公表します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱います。 |

**８　参加申込書の受付**

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 平成３１年４月２６日（金）から  令和元年５月１６日（木）１７時まで |
| 提出方法 | 持参又は郵送  ※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とします。 |
| 提出書類 | １　参加申込書（様式２）  　　事業者の概要がわかる会社概要等のパンフレットを添付してください。  　　連絡先（担当者氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、電子メールアドレスを含む。）を必ず記載してください。  ２　企業概念  　　企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容  　※必要事項の記載があればパンフレット等でも可  ３　主要業務実績表（様式３）  　　過去５年以内に元請として履行した本業務と同種業務のうち、主なもの４業務について記載してください。  　※契約書等の写し（契約者名、契約期間及び請負業務の詳細な内容が分かる部分のみ）を添付してください。 |

**９　企画提案書の提出**

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和元年５月１７日（金）から  令和元年５月２３日（木）１７時まで |
| 提出先 | 〒２５８－８５０２　神奈川県足柄上郡開成町延沢７７３番地  開成町行政推進部財務課 |
| 提出方法 | 持参又は郵送  ※郵送の場合は、簡易書留などの配達記録の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とします。 |
| 提出書類 | 企画提案書は、提案者の移転業務に対する理念や取り組み方針を求めるものであり、次に定めるところにより提出してください。  １　企画提案書（様式１）　　１部  ２　企画提案資料　　　　　８部  【提案項目】  ①本業務の実施体制及び配置予定者  ②システム全体の基本的な機能  ③議場の機能  ④運用・保守について  ⑤アピールポイント  　・本業務実施に当たって有効と思われる独自の提案  　・アピールできる事項や優位性・特徴ある事項  ⑥参考見積書（様式５、内訳書は任意様式とする。）  　・合計額（消費税及び地方消費税含む。）  　・什器、音響システムごとの内訳書 |
| 備考 | １　企画提案書（様式４）には代表者印を押印してください。  ２　企画提案資料は、提案項目ごとに作成（Ａ４版・任意様式）し、項目順に並べ、「開成町新庁舎議場什器・音響システム購入事業公募型プロポーザル企画提案資料」と記載した表紙（様式６）をつけて、提案項目①から⑤を１組とし、左上をホチキスで留めてください。  ３　企画提案資料には、会社名、ロゴマーク等、提案者が分かる表示は一切しないでください。 |

**10　企画提案書の審査等**

　　企画提案書の審査及び評価は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、町が設置する開成町新庁舎議場什器・音響システム購入事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行います。

　　なお、提案者が１者のみの場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングは実施します。

【プレゼンテーションの実施】

（１）実施予定日　令和元年５月２８日（火）

　　　　　　　　　※時間・場所等の詳細については、別途通知します。

　　　　　　　　　※上記日程は、参加申込者数等の事情により変更される場合があります。

（２）発表時間　３０分程度（２０分程度のプレゼンテーションの後、１０分程度のヒアリングを実施します。）

　（３）その他　プレゼンテーション出席者は、本業務に直接携わる予定の担当責任者を含め４名以内とします。

　　　　　　　　　　プレゼンテーションでプロジェクター等を使用する場合は事前に事務局に連絡してください。なお、パソコンは参加者が持参することとし、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（ＨＤＭＩ）は事務局で用意します。

**11　委託候補者の特定**

　　審査の結果、評価点数の最も高い提案をした事業者を最優秀者（委託候補者）として特定します。ただし、当該最高得点事業者が２者以上ある場合は、審査委員会の議決により特定するものとします。

**12　特定結果の通知**

　　特定結果は、企画提案のプレゼンテーションの実施後、速やかに文書にて通知するとともに、町ホームページで公表します。なお、選定結果についての問い合わせ、異議の申し立ては一切受け付けません。

**13　随意契約に係る見積書の徴取等**

　　審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る見積書の徴取の相手方とします。ただし、最優秀者に事故等があり見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を見積書の徴取の相手方とし、以下、評価順位の上位の者から順に見積書の徴取の相手方とします。なお、見積額は企画提案書⑥参考見積書（様式５）で予定した額以内とします。

**14　提案者の失格**

　　次のいずれかに該当する場合は失格とします。

　（１）提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

　（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

　（３）審査委員又はその関係者に接触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場

　　　合

　（４）契約候補者の選定から契約締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、業務履行が困難であると町が判断した場合

　（５）契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなった場合

　（６）前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会が失格であると認めた場合

**15　その他**

　（１）本プロポーザルに参加する企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費は、全て参加事業者の負担とします。

　（２）提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とします。

　（３）提出書類は、特に指定がある場合を除き、Ａ４版普通紙を使用し、文章は横書きとしてください。文字サイズは１０ポイント以上とします。

　（４）提出書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし町が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、開成町情報公開条例（平成１３年開成町条例第１８号）に基づき、提出書類を公開することがあります。

　（５）提出された企画提案書の書類は返却しません。

**16　問合せ先**

　開成町行政推進部財務課

　住所　　　〒２５８-８５０２　神奈川県足柄上郡開成町延沢７７３番地

　電話　　　０４６５－８４－０３２２（直通）

　ＦＡＸ　　０４６５－８２－５２３４

Ｅ－mail　[tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp](mailto:tyousya@town.kaisei.kanagawa.jp)

企画提案の評価について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No． | 提案項目 | 内容 | 配点 |
| ① | 本業務の実施体制及び  業務実績 | ・本業務を確実に遂行する実施体制が確保されているか評価する。  ・本業務を遂行するに当たり、豊富な実績があり蓄積されたノウハウを十分に有していると認められるか評価する。 | １０点 |
| ② | システム全体の基本的な機能について | ・ネットワーク図が分かり易く記載されているか評価する。 | １０点 |
| ③ | 議場の機能について | ・本業務に関する専門知識を持ち、円滑に施工するため適切かつ実行可能な提案がなされているか評価する。  ・各種什器・システム機器の機能が町の計画に沿って適切かつ最良の提案がなされているか評価する。 | ３０点 |
| ④ | 運用・保守について | ・各種設置機器の説明や周知方法について適切な提案がなされているか評価する。  ・保守について適切な提案がなされているか評価する。 | ２０点 |
| ⑤ | アピールポイント | ・業務の進め方について経験に基づく提案がなされているか評価する。  ・本業務の実施に当たって有効と思われる独自の提案がなされているか評価する。  ・特に優れた点や、他と比較して優位な点はあるか評価する。 | ６０点 |
| ⑥ | 参考見積書 | ・配点に最安見積額の提案見積額に対する割合を乗じて算出する。（小数点第１位を四捨五入）  【評価点数＝２０点×最安見積額/提案見積額】 | ２０点 |
| 合計 | | | １５０点 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価基準 | 評価 | 得点化方法 |
| 提案内容（業務実績）が非常に優れている | Ａ | 配点×１．０ |
| 提案内容（業務実績）が優れている | Ｂ | 配点×０．８ |
| 提案内容（業務実績）が標準的である。 | Ｃ | 配点×０．６ |
| 提案内容（業務実績）がやや劣っている | Ｄ | 配点×０．４ |
| 提案内容（業務実績）が劣っている | Ｅ | 配点×０．２ |

※「提案項目⑥参考見積書」を除く